

# 10月25日県内豪雨による被害の事後対策について

令和元年10月28日  
農林水産部担い手支援課

10月25日に千葉県を襲った豪雨は、記録的な降雨量となり各地で冠水、河川氾濫が発生しました。そこで、豪雨に対する事後技術対策を送りますので、下記の内容を参考に対策に努めてください。

事後対策に際しては、悪条件下での作業が予想されるので、人命を最優先に二次災害の防止を徹底するようにお願いします。

特に、水路や傾斜地においては今後も土砂崩れのおそれがあるため、十分に注意してください。

## 1 施設等

- (1) ハウス内への雨水流入等により、病気の発生が懸念されるため、防除指針に従い殺菌剤を散布する。また、根の活性低下により、葉害が発生しやすい状態にあるため、希釈倍率を適用範囲内の薄い濃度で散布するなど、注意する。

＜発生が予想される病害＞

- ア イチゴ 炭疽病等
- イ トマト すすかび病、葉かび病、疫病等
- ウ キュウリ べと病、褐斑病等
- エ インゲン 菌核病、灰色かび病等

- (2) ハウス内に雨水が流入した場合は乾燥後に土壌表面を浅く中耕し、透水性の改善を図る。
- (3) 窒素成分が含まれている葉面散布を実施し、草勢の回復を図る。

## 2 露地野菜

- (1) この時期、最も湛水被害が出やすい作物としてダイコン、キャベツ、ハクサイ、ゴボウ等が挙げられ、次にネギ、ニンジン、サツマイモ、ホウレンソウ等が挙げられる。どの作物も湛水時間が長いほど被害率が高くなるため、速やかにほ場の排水を図る。
- (2) 土砂等が流入した場合は、できるだけほ場外に排出する。畝上や畝間に泥が沈積した場合、乾燥後に地面が固く締まり水はけが悪くなるので、乾燥後に表面を浅く耕し透水性の改善を図る。
- (3) 湛水後、生育の回復が見込める作物では、光合成能力の回復と衛生管理のため、付着した泥等を洗い流す。
- (4) 栽培中の作物では、土壌の表面が乾いてきたら、追肥用化成などを用いて追肥を行い、軽く中耕を行うことにより、生育の回復を促す。
- (5) 湛水時間が長くなると土壌還元が進み、鉄やマンガン等が水溶化して流亡しやすくなるので、微量要素入りの葉面散布を行う。

- (6) ニンジンでは、茎葉で通路がふさがっていなければ、青首防止のため培土を行う。
- (7) コカブ、コマツナ、ホウレンソウ等の軟弱野菜では、発芽前の種子が流されたり、新葉が土砂で埋まったりした場合、または、発芽直後で風雨による損傷が激しい場合は、できるだけ残渣を取り除き、まき直しを行う。
- (8) 湛水したほ場から収穫したものは、しっかりと品質を確認してから出荷する。
- (9) 栽培中の作物には、以下の病気が発生しやすいので、防除指針に従い殺菌剤を散布し、病気の予防に努める。根の活性が落ちるなど、薬害が発生しやすい状態にあるので注意する。

＜発生が予想される病害＞

- ア キャベツ ベと病、黒腐病等
- イ ダイコン 黒腐病、黒斑細菌病等
- ウ ネギ ベと病、黒斑病、黒腐菌核病等
- エ ニンジン 黒葉枯病等
- オ 葉菜類 ベと病等
- カ 共通 細菌性病害

- (10) 次作に向け、土砂が流入したほ場では、流入土と作土が混ざるように深耕する。また、堆肥等の施用により物理性の改善を図る。
- (11) 土壌の流亡が激しく客土が必要な場合は、まず残った表面の作土をできるだけはぎとって堆積しておき、持ち込んだ客土と牛ふん堆肥等の有機物とほ場の底土を混和する。その後に作土を均平に戻し、混合土とよく混和するまで耕うんする。

### 3 果樹

#### (1) 果樹全般

- ア 園が滞水した場合は、速やかに排水を図る。
- イ 土砂等が園内に流入した場合は、速やかに園外に排出する。
- ウ 収穫期を控えた果樹は、農薬散布にあたり特に収穫前使用日数に注意する。

#### (2) イチジク、キウイフルーツ、ブドウなど

- ア 激しい降雨により病害の感染が拡大する恐れがあるため、防除指針に従い殺菌剤を散布する。(イチジクの疫病、キウイフルーツのかいよう病等)
- イ 傷害果等は早急に園外に持出し処分する。

### 4 施設・露地花き

- (1) 作物が浸水、滞水した場合は早急に排水する。
- (2) 冠水や強風被害を受けた場合、速やかに汚れを洗い流し、防除指針に従い殺菌剤を散布するとともに、葉面散布剤を散布して回復に努める。なお、回復の見込みがない場合は、除去し、苗があれば定植し直すか、再度播種準備を行う。
- (3) 風により折れた枝や株は整理し、倒伏した切り花類は枝の曲がらないうちに無理のない範囲で、早く立て直し土寄せする。
- (4) 花き電照栽培等では、電照やタイマー、冷蔵庫など電気設備の再点検を行う。

(5) 植木は、台風等により傾いたり倒伏した場合は、直ちに丁寧に引き起こし支柱に誘引し、根元に客土する。

## 5 水稻

(1) 刈り取っていない稲があれば、倒伏、冠水による穂発芽を防止するため、早期に排水を図る。

(2) 収穫時期に達した品種のうち、倒伏した稲は、穂発芽等が懸念されるため、早めに収穫するよう努める。

(3) 穂が長時間浸水したほ場の稲は、他ほ場の稲とは区別して収穫、乾燥し、全体の品質を下げないようにする。

(4) 倒伏・冠水等の被害による減収は農作物共済の対象となることから、収穫前に農業共済組合に被害申告を行い、損害評価を受ける。

(5) 収穫を始める前に水田内の流入物等がないか、安全をよく確認してから実施する。

## 6 大豆

(1) 滞水しているほ場では、排水溝を確実に排水路につなげる事や、畦畔を切る等で排水を図り、湿害を回避する。

(2) 強風による茎葉や莢の損傷、浸水による植物体の衰弱により、紫斑粒や腐敗粒などが発生する可能性があるため、必要に応じて病害の発生の多い圃場を仕分けして収穫・乾燥・調製する。

## 7 落花生

(1) 栽培中及び乾燥中ともに滞水しないように排水路を整備する。

(2) 島立て（地干し）中の株は、施設内に取り入れるなど風による飛散を防ぐ。好天で3日程度干して乾いていれば、野積み（ぼっち）して風対策を行う。

(3) 野積み（ぼっち）やトンネル乾燥は、滞水する場所を避け、風で飛ばされないように厳重に固定する。

## 8 畜産

(1) 畜舎及び家畜

ア 台風等により被害を受けた施設等については、補修が可能な場合は早急に補修し、破損した資材などがそのままになっている場合は、さらにそれらが風雨によって飛ばされることのないように片付けておく。

イ 天候が回復した後、直ちに畜産施設内及びその周辺の排水に努める。また、土砂が流入した場合には、再度の土砂流入等の事故に十分注意しつつ、土砂を除去するよう努める。

ウ 畜舎、牧柵、防鳥ネット等の施設に破損、汚損がないか確認し、必要に応じて補修、洗浄、消毒を行うよう努める。飲水に適した水の給与や飼養家畜の健康観察など、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく飼養衛生管理基準に沿った衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防措置を講じるよう努める。

- エ 倒伏の影響等により、品質が低下した飼料を給与する場合は、栄養価、嗜好性等にも配慮し、家畜の生産性が低下することのないように注意する。
- オ 保管している飼料が冠水等の被害を受けた場合には、当該飼料の家畜への給与は中止する。
- カ 停電発生に備え、発電機・燃料等の準備と動作の確認、手配方法を検討しておく。

## (2) 飼料作物及び稲わら

- ア 収穫前に冠水や浸水等の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努める。
- イ 収穫期にある飼料作物は、天候の回復後に収穫を行うよう努め、トウモロコシ等の長大作物が倒伏した場合は、品質低下を防ぐため、天候の回復後、速やかに収穫を行うよう努める。
- ウ 稲わらの収穫を行う場合は、天候の回復後、乾燥させたのち、土汚れ等が無いことを確認した上で飼料に用いるよう努める。
- エ 今後収穫作業を迎えるWCS用稲については、排水対策を徹底し、大型収穫機による作業に備え田面を固めるとともに、植物体の水分率をできる限り低下させ、品質低下の防止に努める。
- オ 台風等で倒伏等により収穫を断念した飼料作物は、作物のすき込み等を行う上で支障がない様に圃場の排水を行い、天候安定後、フレール型草刈機等で細断し、すき込みを行う。